

3 単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況

(表5)

学 部 ・ 学 科		認定者数 ( A )	大学・短大・高専等		その他		1人当たり平均 認定単位数 ( B + C ) / A
			認定単位数 ( B )		認定単位数 ( C )		
			専門科目	専門以外	専門科目	専門以外	
文学部	英米文学科	2	0	32	0	0	16.0
	日本文学科	1	0	12	0	0	12.0
	心理学科	5	0	111	0	0	22.2
	第二部教育学科	11	4	207	0	0	19.2
	第二部英米文学科	8	4	114	0	0	14.8
	小計	27	8	476	0	0	17.9
経済学部	経済学科	3	10	55	0	0	21.7
経済学部第二部	経済学科	9	4	138	0	0	15.8
経営学部	経営学科	1	4	7	0	0	11.0
経営学部第二部	経営学科	9	16	101	0	0	13.0
合 計		49	42	777	0	0	16.7

[注] 1 原則として、大学設置基準第29条及び第30条で規定された「大学以外の教育施設等における学修」と「入学以前の既修得単位等の認定」に該当するものを記載すること。

ただし、上記には該当しないものの、単位互換協定以外で学生が国内外の大学において履修した授業科目の単位を自大学の単位として認定している場合は、本表の「大学・短大・高専等」欄に含めること。

2 「大学・短大・高専等」欄には、大学、短期大学または高等専門学校の専攻科における学修を、「その他」欄には 大学専攻科、 高等専門学校（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、 専修学校専門課程（修業年限が2年以上のもの）（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、教育職員免許法に基づく認定講習・公開講座（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、社会教育主事講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、 司書・司書補講習（大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの）、 司書教諭講習（大学において大学教育に相当する水準と認めたもの）を記載すること。

3 2005年度の実績を記入すること。

4 編入学生はここには含めないこと。

[本学としての注記] 単位認定を行った学部・学科を掲載の対象とした。